

# 橋本市ケアマネジメントに関する基本方針

令和3年10月策定

## 1. 策定の趣旨

介護支援専門員は、専門的な知識による高齢者の実態把握・課題分析を通じ、自立支援・重度化防止に資することを目的としたケアマネジメントを行う必要があります。

このケアマネジメントに関する本市の考え方を示し、ケアマネジメントの質を向上させ、介護保険法の理念の実現を目指すことを目的として、基本方針を策定するものです。

## 2. 居宅介護支援に関する基本方針について

本市では、「橋本市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例」に基づき以下のとおりとします。

- 第3条 指定居宅介護支援の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮して行われるものでなければならない。
- 指定居宅介護支援の事業は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われるものでなければならない。
  - 指定居宅介護支援事業者(法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者をいう。以下同じ。)は、指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等(法第8条第24項に規定する指定居宅サービス等をいう。以下同じ。)が特定の種類又は特定の指定居宅サービス事業者(法第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者をいう。以下同じ。)等に不当に偏することのないよう、公正中立に行わなければならない。
  - 指定居宅介護支援事業者は、事業の運営に当たっては、市町村(特別区を含む。以下同じ。)、法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センター、老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の7の2に規定する老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者(法第58条第1項に規定する指定介護予防支援事業者をいう。以下同じ。)、介護保険施設、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者等との連携に努めなければならない。
  - 指定居宅介護支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

- 6 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援を提供するに当たっては、法第 118 条の 2 第 1 項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

### 3. 介護予防支援に関する基本方針について

本市では、「橋本市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例」に基づき以下のとおりとします。

- 第 3 条 指定介護予防支援の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことのできるように配慮して行われるものでなければならない。
- 2 指定介護予防支援の事業は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、利用者の自立に向けて設定された目標を達成するために、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、当該目標を踏まえ、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われるものでなければならない。
- 3 指定介護予防支援事業者(法第 58 条第 1 項に規定する指定介護予防支援事業者をいう。以下同じ。)は、指定介護予防支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定介護予防サービス等(法第 8 条の 2 第 18 項に規定する指定介護予防サービス等をいう。以下同じ。)が特定の種類又は特定の介護予防サービス事業者若しくは地域密着型介護予防サービス事業者(以下「介護予防サービス事業者等」という。)に不当に偏することのないよう、公正中立に行わなければならない。
- 4 指定介護予防支援事業者は、事業の運営に当たっては、市町村(特別区を含む。以下同じ。)、地域包括支援センター(法第 115 条の 46 第 1 項に規定する地域包括支援センターをいう。以下同じ。)、老人福祉法(昭和 38 年法律第 133 号)第 20 条の 7 の 2 に規定する老人介護支援センター、指定居宅介護支援事業者(法第 46 条第 1 項に規定する指定居宅介護支援事業者をいう。以下同じ。)、他の指定介護予防支援事業者、介護保険施設、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号)第 51 条の 17 第 1 項第 1 号に規定する指定特定相談支援事業者、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組を行う者等との連携に努めなければならない。
- 5 指定介護予防支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

- 6 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援を提供するに当たっては、法第 118 条の 2 第 1 項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

#### 4. 介護予防ケアマネジメント（第 1 号介護予防支援）に関する基本方針について

- 1 利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことのできるよう配慮して行われるものでなければならない。
- 2 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、利用者の自立に向けて設定された目標を達成するために、適切な保健医療サービス、福祉サービス、訪問型サービス、通所型サービス、一般介護予防事業及びインフォーマルサービス等が、当該目標を踏まえ、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われるものでなければならない。
- 3 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供されるサービス等が特定の種類又は特定の事業者等に不当に偏することのないよう、公正中立に行わなければならない。
- 4 市、地域包括支援センター、指定居宅介護支援事業者、他の指定介護予防支援事業者、介護保険施設、総合事業実施事業者、指定特定相談支援事業者、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組を行う者等との連携に努めなければならない。
- 5 介護予防の効果を最大限に発揮し、利用者が生活機能の改善を実現するための適切なサービスを選択できるよう、目標指向型の介護予防サービス計画を策定しなければならない。

#### 5. 具体的な取扱方針

居宅介護支援等の具体的な取扱方針及び留意事項は、以下の市条例を遵守してください。

##### 【具体的な取扱方針】

- 1 橋本市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例（第 14 条、第 15 条）
- 2 橋本市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（第 31 条、第 32 条、第 33 条）

## 6. 自立支援・重度化防止に向けた取組

本市では、自立支援・重度化防止に向けたケアマネジメントの推進のため、以下のよう  
な取組を実施しています。

### (1) 医療・介護連携に向けた取組

高齢者が自分らしく安心して在宅生活を過ごすことができるよう、医療・介護連  
携の強化を推進するため、橋本保健医療圏在宅医療・介護連携推進協議会を開催し、  
在宅医療と介護に関する課題の抽出、対応策の検討等を行い、地域における在宅医  
療と介護連携の推進に努めています。また、医療機関から退院する高齢者に対して  
は、「橋本保健医療圏域における退院調整ルール」を活用し、切れ目のない支援に  
つながるようにしてください。

### (2) 自立支援型地域ケア個別会議の開催

本市では、介護保険制度の理念である「できる限り在宅で自立した日常生活を継  
続できるように支援すること」の実現、ケアマネジメントの質の向上を目指し、「自  
立支援型地域ケア個別会議」を開催しています。専門職（理学療法士・作業療法士・  
管理栄養士・歯科衛生士）からの意見等を参考に、今後のケアプラン作成に活用し  
てください。

### (3) 地域支援型地域ケア個別会議の開催

本市では、地域で気がかりな方をいかに支えていくかについて、地域の方々や多  
職種で協議する中で、住み慣れた地域での生活を継続できるように開催しています。

### (4) ケアプラン点検

ケアプラン点検は、ケアプランがケアマネジメントのプロセスを踏まえ「自立支  
援」に資する適切なケアプランとなっているか、基本となる事項を介護支援専門員  
とともに検証確認しながら、介護支援専門員の「気づき」を促すとともに、「自立  
支援に資するケアマネジメント」とは何かを追求し、その普遍化を図り健全な給付  
の実施を支援することを目的に実施しています。

## 7. その他の留意事項

特定事業所加算制度は、中重度者や支援困難ケースへの積極的な対応や、専門性  
の高い人材の確保、質の高いケアマネジメントを実施している事業所を評価し、地  
域における居宅介護支援事業所のケアマネジメントの質の向上に資することを目  
的とするものです。

自立支援・重度化防止に向けたケアマネジメントの推進に重要な加算となります  
ので、取得に努めていただくようお願いします。